

共謀罪に反対する表現者の緊急アピール

戦後日本は、権力の乱用を防ぐため、憲法を始めとした、国民の側に立った法律を作り、戦前戦中の治安維持法のような、国民を分断し、互いに密告させ、国家権力にとって都合のいい仕組みを、二度と作らせないよう、あらゆる分野の人々が具体的な努力を重ねてきました。

しかし、ここ数年、言論や表現を萎縮させる法案が矢継ぎ早に提出されています。共謀罪もその一つです。現代刑法では「疑わしきものは罰せず」が大原則です。ところが、共謀罪は、この原則を真っ向から否定するものであり、犯罪行為が実証されないというレベルの話ではなく、「犯罪が実際に行われていなくても」、その可能性を語り合ったり、言葉もなく目配せただけで、犯罪行為として処罰の対象に出来るという、非常に恣意性に満ちた、法とも呼べないような内容のもので、しかも、共謀行為があったと自首したものは、一切罪を問わないという条項があり、権力によって邪魔な存在を陥れることが出来る構造になっています。また、その適用範囲の広さも大問題で、「4年以上の懲役・禁固にあたる罪」は600以上になり、法務省の主張する国際組織犯罪を防ぐためという目的に、実質的に限定出来る内容ではなく、幾らでも他の目的を含ませることが可能な内容になっています。

現在、既に暴力団を規制する法や、重大な犯罪の準備行為を取り締まる法はあるのですから、この法案が、そうした目的を装った国民活動全般の規制にあるのは明白です。細かい条項ではなく、この法案の根拠、構造、意図そのものが、国民に対する重大な裏切りであり、国家権力に白紙委任状を渡し、国民の自由を売り渡すに等しい大問題です。そして、この法案は、人間どうしが集まることによって成立する表現である「演劇」にとって、人間どうしのコミュニケーションの自由や、表現そのものの多様性を否定することにつながります。

4月21日に、共謀罪は、突然、審議入りし、与党修正案が出され、28日には委員会での採決を目指すという拙速な動き自体も、国民全体の議論を阻む悪質な進め方です。

この法案の完全な廃案と、このような構造の法案に無益な時間と労力を費やすことのないよう、二度とこの法案が、国民の代行者たる国会議員や内閣によって提出されることのないよう望みます。また、こうした法案が提出されてしまう現状の酷さを国民全体で共有すべく、今後もはたらきかけを続けます。

日本劇作家協会・日本人形劇人協会・日本新劇製作者協会

2006年4月24日